

令和8年1月8日

ふくしま花回廊周遊促進事業業務委託公募型プロポーザル 質問回答書

福島市商工観光部
観光交流推進室

番号	質問事項	内容	回答
1	仕様書5-(3) 抽選部門	「”推し” ふくしま賞」は「題材の制限なし」とありますが、具体的にどのような投稿内容を想定していますでしょうか。	「一般的な観光スポット等に限らず、個人にとって魅力を感じられる場所や風景」を想定しています。 たとえば、「○○橋から見える△△山の景色が綺麗」といった、極めて個人的な体験（写真・動画）の投稿であっても、対象範囲に含めます。 これにより、投稿意欲の促進に加え、地域資源の発掘に繋げる狙いがあります。
2	仕様書5-(3) 抽選部門	「グルメ賞」の「市内飲食店、または提供される飲食物等」という条件について、チェーン店やコンビニエンスストア・スーパー等の飲食物も含まれるという認識でお間違いないでしょうか。	原則として、 <u>「市内に本社を置く飲食店（個人が営む店舗を含む）」</u> が提供する飲食物等を対象とします。ただし、この要件を満たさない投稿内容（写真・動画）であっても、 <u>一定の地域性を有する店舗・飲食物等と認められる場合は</u> 、抽選対象として含めて差し支えありません。 たとえば、「市外に本社を置くチェーン店が提供する円盤餃子」といった、本市の食文化や地域性の発信に寄与する投稿は、抽選対象に含めます。 なお、Instagramの仕様等を踏まえた技術的側面により、投稿内容の抽出や精査が極めて困難な場合、または労務コストが極めて過大になると判断される場合等は、 <u>発注者と受注者が双方協議のうえ、条件設定の変更を可とします</u> 。

番号	質問事項	内容	回答
3	仕様書6-(1)-③ 抽選業務	「投稿作品」ではなく「投稿者」を当選させるという認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書6-(1)-③ 抽選業務	抽選部門に4つの賞があります。同一応募者が複数の賞を重複して当選することも想定していいでしょうか。	<p>抽選実施期間を3回に分けていることを前提に、以下のように取り扱います。</p> <p>【仕様（想定）】</p> <p>①同一抽選回において、同一応募者の重複当選 ⇒ 不可 ②別の抽選回において、同一応募者の重複当選 ⇒ 可</p> <p>【具体例】</p> <p>①第1回抽選で、ID「kankou」が2部門当選 ⇒ 不可 ②第1回・第2回抽選で、ID「kankou」が各1部門当選 ⇒ 可</p> <p>なお、「同一応募者であるかどうか」は、<u>InstagramアカウントIDの同一性</u>により判断します。</p> <p>ただし、アカウントIDが異なる場合であっても、賞品発送に必要となる氏名・住所等を収集した際に、<u>同一抽選回における同一個人の重複当選であることが判明した場合には</u>、1部門以外の当選は取り消すものとします。</p>
5	仕様書6-(1)-④ コンテスト運営	審査について。著名な方を審査に当てる想定はありますか。	仕様としては想定しておりません。なお、受注者からの独自提案により、業務委託費の範囲内で実施することは可とします。
6	仕様書6-(2) プロモーション業務	ポスター等の制作にあたり、貴市が所有する素材を使用することは可能でしょうか。	可能です。なお、発注者が所有する当業務委託との親和性が高い素材は、「花回廊スポット」「三名湯（飯坂・土湯・高湯温泉）」のものが中心となりますので、予めご留意ください。